

人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業運営委員会規程

平成30年4月27日

規程第58号

改正 平成30年11月12日 規程第84号

改正 令和2年6月10日 規程第21号

(趣旨)

第1条 この規程は、人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業実施規程（平成30年11月12日規程第82号）（以下「実施規程」という。）第6条第3項の規定に基づき、人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及びその運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 運営委員会は、20人以内の委員で組織する。

2 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、運営委員会に専門委員を置くことができる。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、学識経験を有する者のうちから、独立行政法人日本学術振興会理事長（以下「理事長」という。）が委嘱する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、1年とし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前任者がいない委員の任期は、新たに追加された年度については、前項の規定にかかわらず、当該年度の3月31日までとする。

3 委員は、再任することができる。

4 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。

5 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置き、理事長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 3 委員長の指名により、副委員長を置くことができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(顧問)

第6条 運営委員会に、その審議事項について助言を行う顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は非常勤とし、任期は1年とする。欠員が生じた場合の後任の顧問の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前任者がいない顧問の任期は、新たに追加された年度については、前項の規定にかかわらず、当該年度の3月31日までとする。
- 5 顧問は、再任することができる。

(幹事)

第7条 運営委員会に、その円滑な運営を図るため、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、委員の中から委員長が指名する。

(作業部会)

第8条 運営委員会に、調査審議を分担させるため、必要な作業部会を置く。

- 2 作業部会に所属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

(部会長等)

第9条 前条第1項に規定する作業部会に部会長を置き、作業部会に所属する委員の中から委員長が指名する。

- 2 部会長は、作業部会の会務を掌理する。
- 3 部会長の指名により、副部会長を置くことができる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理し、部会長が欠けたときは、その職務を行う。

(議事)

第10条

運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することはできない。

- 2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

3 前2項の規定は、作業部会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは、「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第11条 運営委員会及び作業部会において必要と認める場合には、委員、専門委員及び顧問（以下「委員等」という。）以外の学識経験のある者に意見を求めることができる。

(守秘義務等)

第12条 委員等は、本事業に関する秘密を他に漏らしてはならない。

2 理事長は、委員等が前項の規定に違反した場合、その他委員たるに相応しくないものと認めたときは、当該委員等の委嘱を解くことができる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成30年5月1日から施行する。

2 平成30年度中に委嘱される委員等の任期は、第4条第1項及び第6条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成30年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月10日から施行する。